

市町村第200号

令和元年（2019年）5月9日

各市町村長 様

（ふるさと納税担当課扱い）

熊本県総務部市町村・税務局市町村課長

ふるさと納税の返礼品の認定に係る総務省への報告について（通知）

このことについて、平成31年総務省告示第179号第5条第8号ハに基づき、下記1及び2のとおり県で認定を行いますので、通知します。

なお、今回認定を行う品目以外で、新たに県での認定を希望する品目がある場合は、下記3に基づき、当方へ申し出てくださるようお願いします。

記

- 1 今回認定を行う品目及び対象市町村
 - ・馬肉（県内全市町村）
 - ・あか牛（県内全市町村）
- 2 認定予定日
 - ・令和元年（2019年）6月1日
- 3 新たに認定を希望する場合について
以下の書類を当課あて提出すること。
 - ・認定に係る申出書（任意様式）
 - ・当該品目が「地域資源として相当程度認識されているもの」に該当する理由及びその根拠資料（任意様式）
 - ・平成31年総務省告示第179号第5条第8号イ（近隣の複数市町村が共通の返礼品等を取扱うもの）での対応が困難である理由（任意様式）

市町村課税政班 担当：白川 TEL：096-333-2108（直通） FAX：096-384-6561 E-mail:shirakawa-e@pref.kumamoto.lg.jp

市町村第679号

令和2年(2020年)9月17日

各市町村長 様

(ふるさと納税担当課扱い)

熊本県総務部市町村・税務局市町村課長

ふるさと納税の返礼品の認定について(通知)

このことについて、平成31年総務省告示第179号第5条第8号ハに基づき、下記1及び2のとおり新たに認定しますので、お知らせします。

なお、今回認定を行う品目以外で、新たに県の認定を希望する品目がある場合は、下記3に基づき、当方へ申し出てくださるようお願いします。

記

- 1 新たに認定する返礼品及び対象市町村
 - ・天草大王(県内全市町村)
- 2 認定日
 - ・令和2年(2020年)9月18日
- 3 新たに認定を希望する場合について以下の書類を当課あて提出すること。
 - ・認定に係る申出書(任意様式)
 - ・当該品目が「地域資源として相当程度認識されているもの」に該当する理由及びその根拠資料(任意様式)
 - ・平成31年総務省告示第179号第5条第8号イ(近隣の複数市町村が共通の返礼品等を取り扱うもの)での対応が困難である理由(任意様式)

市町村課税政班 担当:白木

TEL:096-333-2108(直通)

FAX:096-384-6561

E-mail:shiraki-m@pref.kumamoto.lg.jp

市町村第1025号
令和2年（2020年）12月15日

各市町村長 様
(ふるさと納税担当課扱い)

熊本県総務部市町村・税務局市町村課長

ふるさと納税の返礼品の認定について（通知）

このことについて、平成31年総務省告示第179号第5条第8号ハに基づき、下記3のとおり運用ルールを設定した上で、下記1及び2のとおり認定します。

これまでに、本県で認定した地域資源等の一覧は別紙のとおりです。

なお、新たに県の認定を希望する地域資源等がある場合は、下記4に基づき、当課あて申し出てくださるようお願いいたします。

記

1 認定する返礼品及び対象市町村

・くまもと黒毛和牛（県内全市町村）

※熊本県産牛肉消費拡大推進協議会が設定する黒毛和種の県内統一ブランド

※くまもと黒毛和牛の銘柄定義

肉質等級3以上に格付けされた黒毛和種の牛肉。（ただし、12ヶ月以上肥育を行った最長かつ最終飼養地が熊本県内の去勢牛及び未經産雌牛に限るもの。）

※熊本県産牛肉消費拡大推進協議会の概要は別紙のとおり。

2 認定日

・令和2年（2020年）12月16日

3 運用ルール

・原則、各市町村の区域内の事業者（精肉店等）から仕入れること。

・若しくは、熊本県産牛肉消費拡大推進協議会の構成員のいずれかに加盟する事業者から仕入れること。

4 新たに認定を希望する場合について

以下の書類を当課あて提出すること。

・認定に係る申出書（任意様式）

・当該品目が「地域資源として相当程度認識されているもの」に該当する理由及びその根拠資料（任意様式）

・平成31年総務省告示第179号第5条第8号イ（近隣の複数市町村が共通の返礼品等を取り扱うもの）での対応が困難である理由（任意様式）

市町村課税政班 担当：白木

TEL：096-333-2108（直通）

FAX：096-384-6561

E-mail:shiraki-m@pref.kumamoto.lg.jp